

令和4年
岩手県教育委員会定例会
2月

岩手県教育委員会

令和4年2月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和4年2月14日（月）午後1時30分

第1 会期決定の件

第2 事務報告1 新型コロナウイルス感染症の対応状況について (教育企画室)

第3 事務報告2 いわて就学前教育振興プログラム～推進体制編～について (学校教育室)

第4 議案第26号 岩手県立美術館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)

第5 議案第27号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)

第6 議案第28号 職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)

閉会

事務報告 1

新型コロナウイルス感染症の対応状況について

学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応状況について、報告します。

令和4年2月14日

新型コロナウイルス感染症の対応状況について

1 公立学校における臨時休業等の状況

(1) 臨時休業等の措置状況（令和4年2月14日 9時現在）

	学級閉鎖		学年閉鎖		臨時休業	
	全体	1/1～	全体	1/1～	全体	1/1～
小学校	33	27	22	17	63	36
中学校	19	13	11	7	39	19
高等学校	10	7	10	7	29	8
特別支援学校	0	0	1	1	7	5
計	62	47	44	32	138	68

(2) 臨時休業中の県立学校での取組

- ・ オンラインホームルームの実施
- ・ オンラインによる課題の配付・回収
- ・ 授業動画の配信 等

2 学校支援体制の強化

(1) 情報収集・相談窓口班

学校における感染者数、休業の状況等の情報収集や学校運営等に関する相談に対応する。

- ・ 学校における感染者等の情報収集
- ・ 学校からの相談対応
- ・ オンライン活用・業務支援班への情報の引継

(2) オンライン活用・業務支援班

県立学校、市町村立学校の学校運営の継続に加え、オンライン等の活用を積極的に推進するため、学校からの要望（必要に応じてプッシュ型）に応じて、指導主事（事務局職員）等を学校に派遣する。

- ・ 県立学校支援チーム
- ・ 特別支援学校支援チーム
- ・ 小・中学校支援チーム
- ・ 出先機関、社会教育施設等支援チーム

3 学校で新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の対応等

本県においても、オミクロン株による感染拡大により、濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査等の保健所業務が逼迫している状況であることから、次のとおり各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長に対して協力を要請した。

(1) 濃厚接触者の特定等について

- ア 学校は、保健所が定める「学校における濃厚接触者の候補となる範囲」により、濃厚接触者の候補者リストを作成し、速やかに保健所へ報告する。
- イ 保健所は、当該リストを基に濃厚接触者を特定する。
- ウ 学校は、濃厚接触者との連絡調整など、保健所の調査や検査等に協力する。
- エ 濃厚接触者と特定されなかった児童生徒等に、発熱や呼吸器症状等の症状が現れた場合は、速やかに医療機関を受診するよう促すこと。

(2) 臨時休業等の措置について

- ア 児童生徒等の感染が確認された場合、直ちに臨時休業を行うのではなく、感染者の学校内での活動状況を踏まえ、保健所に臨時休業の実施の必要性について相談すること。
- イ 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、保健所等と相談の上、学級単位や学年単位など必要な範囲で臨時休業とすることが考えられること。
- ウ 地域一斉の臨時休業は、子どもの健やかな学びの保障や心身への影響、学童期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点も考慮し、慎重に検討すること。

事務報告 2

いわて就学前教育振興プログラム～推進体制編～について

「いわて就学前教育振興プログラム～推進体制編～(案)」を取りまとめたので、別紙のとおり報告します。

令和4年2月14日

いわて就学前教育振興プログラム

～推進体制編～

(案)



岩手県幼児教育推進連携会議

令和4年2月

目次

はじめに

第1章 就学前教育の振興に関する方向性と現状・課題について

- (1) 国の動向（法律、教育要領、保育指針等）
- (2) 就学前教育の振興に求められている方向性
- (3) 現状と課題（専門性の向上及び幼保小連携の推進等について）

第2章 幼児教育推進体制の構築について

- (1) 推進体制の構築に関する国の指針
- (2) 推進体制の構築に関する県の計画等
- (3) 連携会議及びいわて幼児教育センターの設置
- (4) 県と市町村、各園の連携協働体制の構築

第3章 各機関に求められる役割について

- (1) いわて幼児教育センター
- (2) 県就学前教育施設所管部局
- (3) 市町村教育委員会及び市町村首長部局
- (4) 小学校
- (5) 国公立幼稚園・こども園協議会、私立幼稚園・認定こども園連合会、
社会福祉協議会等の関係団体
- (6) 幼稚園、保育所、認定こども園等

第4章 いわて幼児教育センターの具体的な機能について

- (1) 研修
- (2) 訪問支援
- (3) 調査研究・情報共有



はじめに

- Society5.0 と呼ばれる新しい時代においては、「クリエイティブに価値創出ができる時代」と「AI 等の先端技術の高度化により今ある多くの職業がなくなる時代」という相克する未来像が示されている。予測困難で変化の激しい時代に柔軟に対応できる人材の育成が求められる中、幼稚園、保育所、認定こども園等の就学前教育施設において子どもの生きる力の基礎となる資質・能力の育成は必須である。
- そのためには、既存の就学前教育施設ごとの枠組みに囚われることなく、子どもがどのような力を身に付けると幸福に生きることができるようになるのか、保育者をはじめとする子どもに関わる大人がどのような専門性を発揮すると子どもの育ちを自身の幸せと感じながら子どもの成長を促すことができるようになるのか、といった問いに向き合っていくことが求められている。
- 本県における就学前教育は、これまで就学前教育施設ごとに、保育者をはじめとする関係者がそれぞれの専門性を発揮しながら、教育・保育の充実に取り組んできたところである。
- 各就学前教育施設の関係者がこれまで培ってきた専門性を共有財産として共に学び合うとともに、現代の就学前教育が抱える諸課題に対して、連携・協働しながら対応していくことで、全県が一丸となって就学前教育の質を向上させなければならない。
- 施設種や組織の枠組みを超えた一体的推進体制の構築の足掛かりとして、令和2年度に「岩手県幼児教育推進連携会議」を設置し、本県のよりよい幼児教育推進体制の在り方について検討を重ね、今回、就学前教育推進体制の構築及び取組に係る振興プログラムとして「いわて就学前教育振興プログラム～推進体制編～」を策定した。
- 本プログラムを通して、就学前教育の関係機関の連携が強化され、本県における就学前教育の質の向上が図られることで、就学前教育施設において子どもの生きる力の基礎となる資質・能力が育成されることが期待される。

参考資料

ペリー就学前プロジェクト

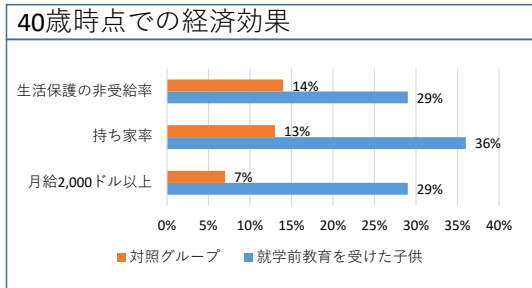
ジェームズ・ヘックマン（労働・教育経済学：2000年ノーベル経済学賞）

この研究は、1962年から1967年にミシガン州イプシランティで行われた。低所得でアフリカ系の58世帯の3～4歳児を対象に、2年間の幼児教育を行い、生涯にわたって彼らのデータを追跡した。

幼児教育の内容は、毎日2時間半のプログラムを実施し、更に週に1度は家庭訪問により90分のアドバイスを行うというものである。

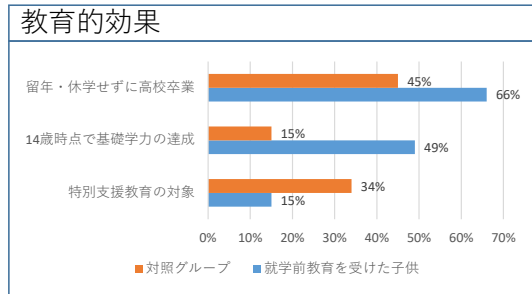
その結果、40歳時点での経済効果として、以下のことが示された。

- ・ 子どもに対する教育投資効果は乳幼児期への投資が最も効果的である。
- ・ 乳幼児期への投資は大人になってからの15～17%の利益還元に通じる。ペリー就学前計画では、乳幼児期の保育の質が40歳時の経済状態や幸福を分けることにつながった。



そして、何よりも、教育的効果として非認知能力の育成が挙げられる。

- ・ 就学後の教育の効率性を決めるのは、就学前の子育て・保育の質である。
- ・ 特に恵まれない環境にある子にとって乳幼児期の保育は極めて重要である。
- ・ 「認知」以上に「非認知」能力を促すことが生涯発達に影響する。
- ・ 家庭外の安定した大人との関係も非認知能力を育み、自己と社会性の発達を補償することができる。



非認知能力は「社会情動的スキル」ともいわれ、「自分に関する力」である「自制心」「自己肯定感」「自立心」などと、「人と関わる力」である「協調性」「思いやり」「社会性」などを指す。非認知能力は認知能力の育成と関連が見られ、幼少期の環境の豊かさが両方に影響を与える。

また、この研究では、子育てに悩む家庭への外部からのアドバイスは、家庭における子育ての質の向上にもつながるとの見方も指摘されている。

非認知能力について

IQ(学力)などの認知能力以外の心の性質全般を意味する

誰しも生まれながらに持っている力
主に『自分に関する力』、『人と関わる力』

「自分に関する力」

自制心、自己肯定感、自立心、自尊心など

「人と関わる力」

協調性、共感する力、思いやり、社交性、
善悪を判断する道徳性など(一般的には社会性と呼ばれる)

(資料提供：岩手県医師会)

第1章 就学前教育の振興に関する方向性と現状・課題について

(1) 国の動向（法律、教育要領、保育指針等）

- 平成18年、「教育基本法」や「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、義務教育以降の教育の基礎を培うものであることが明記された。また、幼児期の教育を支える環境の整備やその振興について国、地方自治体及び地域の役割についても触れられている。

【教育基本法（平成18年改正）】

第11条（幼児期の教育）

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年公布）】

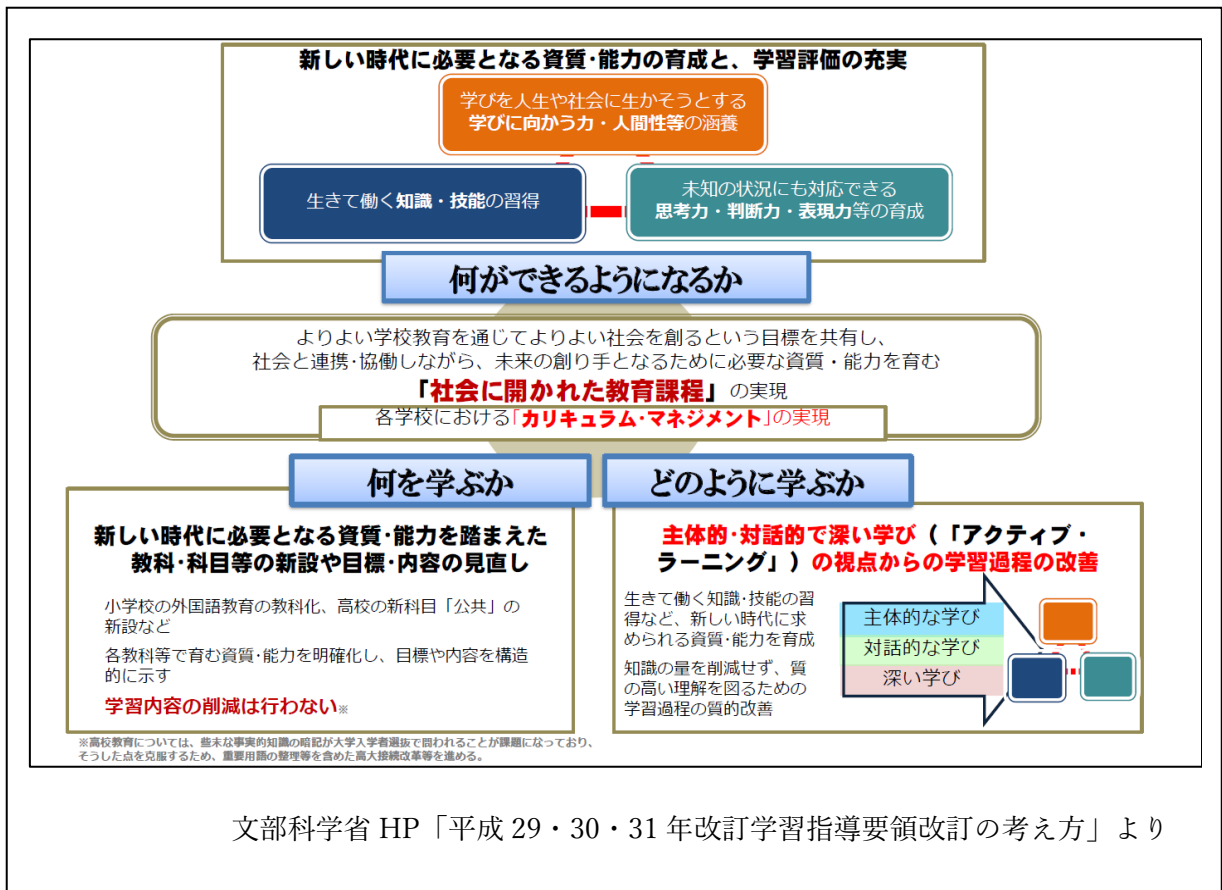
第1条（目的）

この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

- 学習指導要領は、おおむね10年に一度、改訂されており、平成29（2017）年改訂においては、小学校等学習指導要領の改訂と共に、幼稚園教育要領の改訂、保育所保育指針の改定、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂が行われた。（以下、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を「教育要領等」という。）
- 情報化やグローバル化など急激な社会変化の中でも、子どもたちが未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に備えるために、学習指導要領等では、これまでの「何を学ぶか」という視点に「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」という視点が加えられ、新しい時代に必要となる三つの資質・能力が示された。

【三つの資質・能力】

- ① **生きて働く「知識及び技能」の習得**
各教科等において習得する知識や技能であるが、個別の事実的な知識のみを指すものではなく、それらが相互に関連付けられ、さらに社会の中で生きて働く知識となるものを含む。
- ② **未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成**
将来の予測が困難な社会の中でも、「知識及び技能」を活用して課題を解決するために必要な力である。
- ③ **学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養**
「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」を、どのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素で情意や態度等に関わるものが含まれる。



- 幼児期の教育においては、今回、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の教育部分において一層の整合性が図られた。
- 幼児期の教育は、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うことを基本としている。環境を通して教育することは幼児の生活を大切にすることであり、特に重視しなければならないこととして「幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること」「遊びを通しての総合的な指導が行われるようにすること」「一人一人の特性に応じた指導が行われるようにすること」の3点があげられる。
- 教育要領等では、「幼稚園教育（幼保連携型認定こども園の教育及び保育）において育みたい資質・能力」（保育所では「育みたい資質・能力」）（以下「幼児期において育みたい資質・能力」）として、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」を五つの領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）のねらい及び内容に基づき、遊びを通した総合的な指導の中で一体的に育むよう努めることとしている。
- 幼児教育の五つの領域の「ねらい及び内容」を達成するために具体的な活動を通して総合的に指導される中で、この資質・能力が一体的に育まれる。幼稚園、保育所、認定こども園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、この資質・能力が育まれ、特に5歳児後半に見られるようになる姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として示している。
- また、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、後伸びする力を養うことを念頭に置いて、将来への見通しをもって、「学びの連続性」を確保する必要がある。このことから、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが明記された。

【幼稚園教育要領（第1章 第3の5）】

- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

【保育所保育指針（第2章4の(2)）】

- ア 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。
- イ 保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。
- ウ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

【幼保連携型認定こども園教育・保育要領（第1章第2の(5)）】

- ア 幼保連携型認定こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- イ 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

- 幼児期から高校教育までの資質・能力の接続については、各学校段階の学習指導要領にも明記され、子どもたちを送る側、迎える側におけるカリキュラムを含む体制作りが重要である。
- 特にその指導形態が大きく異なる幼児期の教育と小学校教育の接続については、幼児教育施設の職員と小学校教諭等が互いの教育の共通性と相違を共通理解し、一人ひとりの子どもの学びをつなぐ工夫が求められる。

【小学校学習指導要領（第1章第2の4）】

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

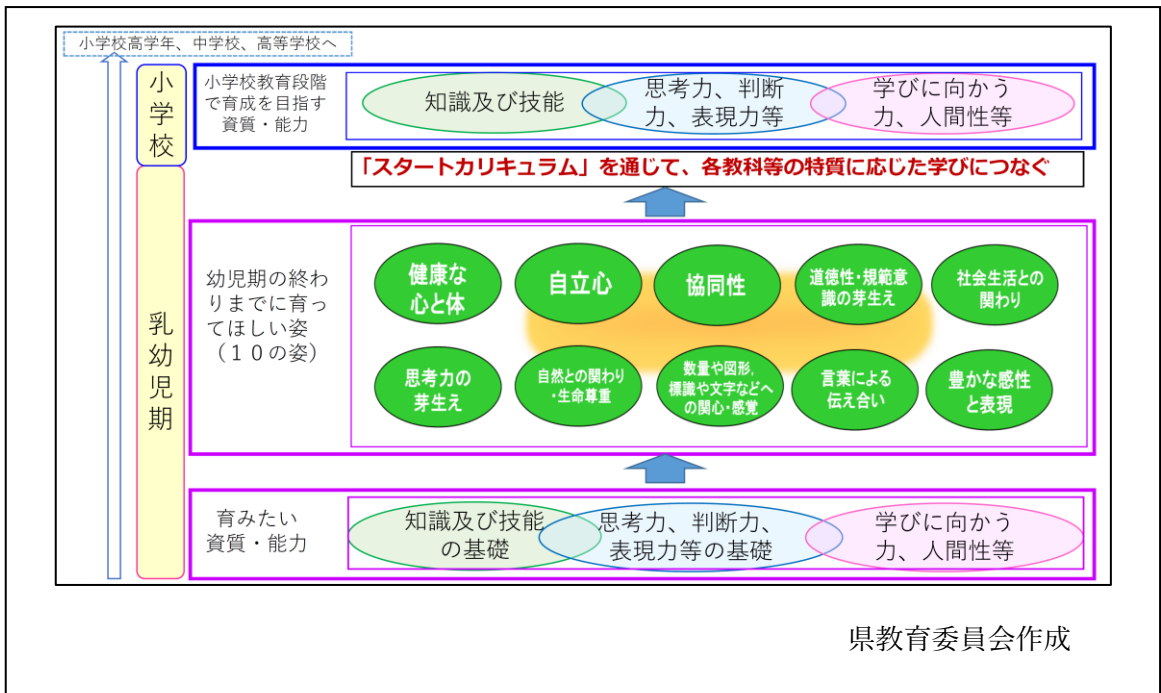
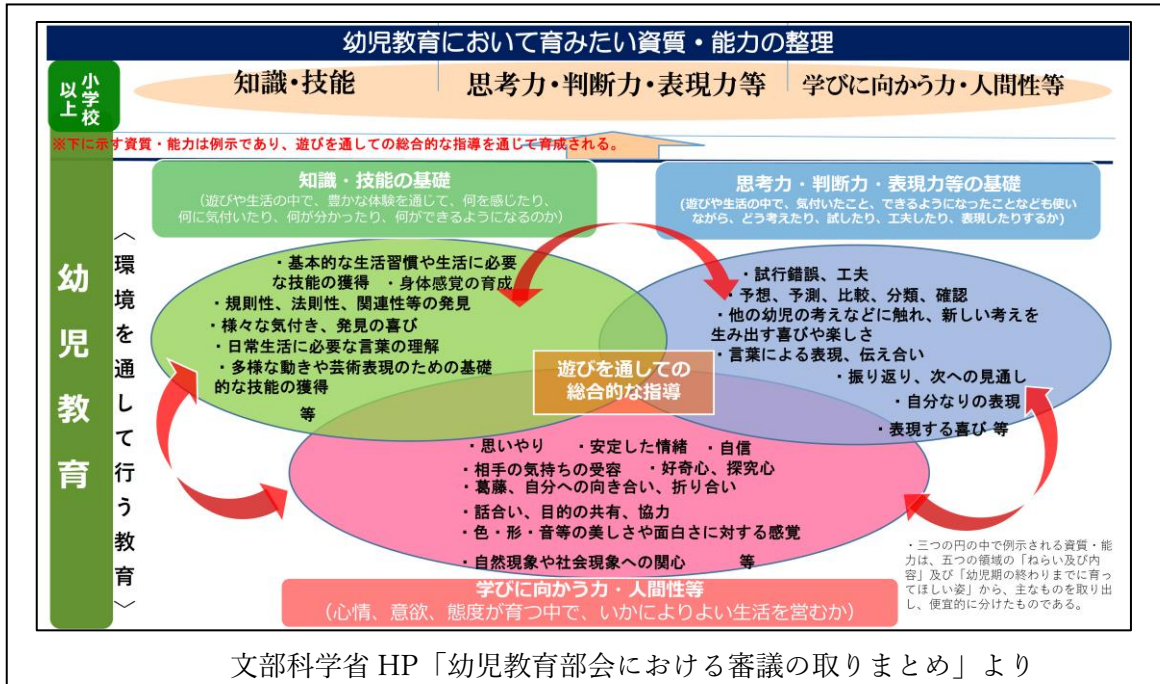
【中学校学習指導要領（第1章 第2の4）】

- (1) 小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを旨とする資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。（後略）
- (2) 高等学校学習指導要領を踏まえ、高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、中等教育学校、連携型中学校及び併設型中学校においては、中等教育6年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

【高等学校学習指導要領（第1章 第2款4）】

- (1) 現行の中学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され、高等学校教育段階の終わりまでに育成することを旨とする資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。（後略）
- (3) 大学や専門学校等における教育や社会的・職業的自立、生涯にわたる学習のために、高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続が図られるよう、関連する教育機関や企業等との連携により、卒業後の進路に求められる資質・能力を着実に育成することができるよう工夫すること。

- 小学校においては、こうした具体的な育ちの姿を踏まえて、教育課程をつないでいくことが重要であり、今回の改訂では、小学校入学当初に求められることとして、幼児期における遊びを通した総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすることが新たに示された。
- 遊びや生活を通して総合的に学んでいく幼児期の教育課程と、各教科等の学習内容を系統的に学ぶ等の児童期の教育課程は、内容や進め方が大きく異なることから、入学当初は、幼児期の生活に近い活動と児童期の学び方を織り交ぜながら、幼児期の豊かな学びと育ちを踏まえて児童が主体的に自己を発揮できるようにする場面を意図的につくる「スタートカリキュラム」が、幼児期の教育と小学校教育を円滑に接続する重要な役割を担っている。



○ このように、乳幼児期における資質・能力の育成は、その後の学びの基礎となり、生きる力の基礎となるが、教育の効果として見えてくるまでは時間がかかる。

(2) 就学前教育の振興に求められている方向性

- 就学前教育においては、幼児が生活を通して身近なあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に主体的に関わりながら様々な活動を展開し、充実感や達成感を味わうということを重視する必要がある、保育者は「幼児が環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして試行錯誤したり、考えたりするようになる」という幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めることが重要である。

- このようなことから、保育者には、園生活における幼児の発達の過程を見通し、幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、幼児の興味や関心、幼児一人一人の発達の実情などに応じて計画を立て、実践することが求められる。乳幼児期の教育に携わる保育者は、このような専門性を磨き、日々の保育や指導の改善を図る必要がある。

- また、幼児期の教育は、小学校以降の生活や学習の基盤となる。発達や学びは連続しており、幼児教育から義務教育、高校教育までを見通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが重要である。

- このように、子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、子どもが円滑に次のステージで自己発揮できるように、教育課程レベルでの接続が求められている。

参考資料

学びの連続性

各成長段階における三つの資質・能力の育成



県教育委員会作成

人間はどのようにして学び深化させていくのでしょうか。これは、三つの資質・能力の連続性を表したものです。人間は他の動物と比べ未熟な状態で生まれてきますが、生きるために自ら学ぶ力を備えています。

この力を引き出すためには、特に周囲の人的な関わりが重要であり、子どもの安定した情緒の中で、対話や協働、試行錯誤、発見、自己表現などができる環境を整える必要があります。

例えば砂遊びの場では、同じ目的に向かって友達と砂山を作ったり穴を掘ったりします。自分の気持ちを出したり友達の考えを聞いたりして、より楽しくするために試行錯誤します。季節を感じながら砂や水にじっくり関わり、水は高いほうから低いほうに流れることに気付きます。体験し、発見したことは小中学校での学習と学び付き、真の知識となって身につきます。自分の周りの現象を正しく理解することは安心で安全な生活を営む上で必要な知識・技能です（知識及び技能の基礎）。友達の考えを聞いたり意見を言ったりし、試行錯誤、探究、創造することは、変化の多い社会に柔軟に対応する力となります（思考力、判断力、表現力等の基礎）。これらを下支えする力である対話したり折り合いをつけたりすることは、多様な人と協力してよりよい生活を形成する基礎となります（学びに向かう力、人間性）。

- 保育者の応答的な関わりにより、乳幼児期の子どもは自分の価値を認識する。「自分はこのにいていい」、「この人といると安心する」といった情緒の安定は、社会性の第一歩である。友達との対話を重ね、共通の目的に向かって遊びを展開していく過程で、思いやりや協同することを学ぶことは、「学びに向かう力、人間性」の涵養と言える。
- 子どもたちは、友達と一緒に遊ぶ中で自分の思いや考えを伝え合ったり、試行錯誤したりしながら、自分たちの思い描くゴールに向かって遊びを進める。時に考えがぶつかり合い、時に一致団結し、一人で表現するよりみんなの考えや思いを合わせると面白いことができることに気が付いていく。このような姿こそ、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」が育成された姿である。
- 子どもたちは遊びの中でモノやヒトとの関わりを通して、モノや事象の特性や規則性、関連性などについて探究し、様々な活動の中で体や心が成長し、人として生きるための基本的な生活習慣も身に付けていく。このような体験は経験として蓄積され、小学校以降に学ぶ教科の専門的内容と関連が図られ、「知識及び技能」として身に付けていく。この知識や技能が生きて働くように、子どもが思考したり、判断したり、表現したりする機会を作っていく必要があり、そこに保育者や教員等の専門性が求められる。
- 資質・能力には連続性があり、教育要領等においては、内容の整合性が図られていることから、各施設においては、活動の違いはあっても育まれる資質・能力の差はなく、その連続性を意識した取り組みが求められている。
- これらのことから、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等（以下「保育者」という）の専門性の向上と、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校との円滑な接続が大きなポイントとなる。施設間や、学校段階間の接続については、各園、各校の教育の充実は勿論のこと、その設置者、自治体における推進体制の構築が重視されている。

(3) 現状と課題（専門性の向上及びや幼保小連携の推進等について）

- ① 保育者の専門性
- 2018年、OECDが実施した「国際幼児教育・保育従事者調査」では、日本は、高等教育機関で4年以上の保育者の養成を受けた者の割合や、就業してからの研修機会の確保の点において、相対的に低い結果であった。
 - さらに、保育者の勤続年数は、幼稚園・保育所などの施設類型に関わらず、全労働者と比べて短いため、専門性向上のための取組が求められているという結果となった。就職後の職場における人材育成は、就学前教育の質の向上や専門職としてのモチベーションの向上のために必要であり、幼稚園教諭や保育士、保育教諭の魅力にもつながるものである。

OECD 国際幼児教育・保育従事者調査結果のポイント（日本）（日本の順位／参加9か国中）

- ・他の保育者とともに、子どもの育ちや生活の評価について毎日話し合う（2位/9か国中）
- ・保育者の研修参加割合(4/9)
- ・保護者との公式なコミュニケーションを月に1回以上行っている(1/9)
- ・保育者の最終学歴…短期大学、専門学校(1/9)、学士レベル(9/9)

(OECD 国際幼児教育・保育従事者調査 2018 より)

保育職の継続年数

	平均年齢(歳)	勤続年数(年)
保育士	36.1	7.8
幼稚園教諭	33.2	7.3
全労働者平均	42.5	12.1
全労働者平均(女性)	41.1	9.4

(H31 年度園長等運営管理協議会若尾教授資料より)

本県の幼稚園・認定こども園における免許保有状況（R2年度）

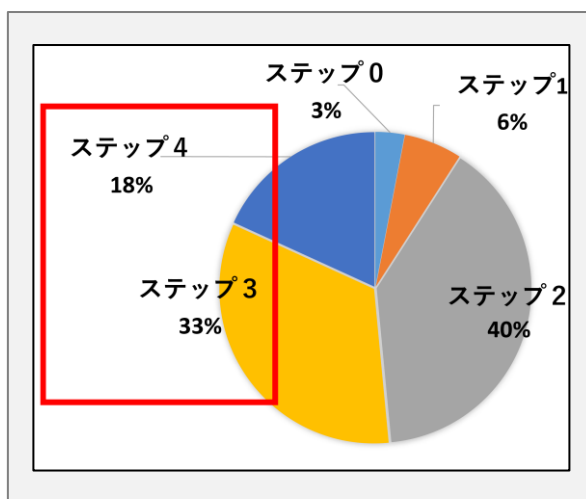
数字は、全体に占める割合

幼稚園一種・一級	14.9%	小学校一種・一級	6.7%
幼稚園二種・二級	71.2%	小学校二種・二級	1.2%

(R2 年度県教育委員会調べ)

② 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

- 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との一貫した資質・能力の育成が求められる中、小学校との接続を見通した教育課程の編成・実施ができていない割合について、文部科学省で実施した幼児教育実態調査を基に本県の状況を見てみると次のようになっている。



令和3年度（文部科学省）幼児教育実態調査を基に、本県の状況について作成

【ステップ0】

連携の予定・計画がまだ無い。

【ステップ1】

連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。

【ステップ2】

年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。

【ステップ3】

授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。

【ステップ4】

接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

- 「ステップ」で示される段階は、「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議」の報告「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」（平成22年11月11日）によるものであり、連携・接続の取組を進めていくためには、各教育委員会等がリーダーシップを発揮して、各学校・施設が連携から接続へと発展する過程を共有し、組織的・計画的に取り組むことが必要であり、連携から接続へと発展する過程の大まかな目安として、ステップ0～ステップ4が示されている。

- 本県においては、ステップ2である「交流は実施しているが、教育課程の編成・実施は行われていない」市町村が全体の40%を占める状況である。幼稚園・保育所・認定こども園と小学校における教育課程の編成・実施ができていないステップ3やステップ4の割合が増え、子どもたちの学びの円滑な接続が行われるよう推進する必要がある。

参考資料

後述の幼児教育推進連携会議ワーキンググループにおいて 部会員から出された専門性の向上や幼保小連携に関する 現状と課題に関する意見（抜粋）

- 保育者の人材不足、中堅職員の離職、正規職員の減少等による多忙感
- 特別な支援を必要とする幼児の個別対応の増加
- 研修に出たくても出ることができない
- 継続的に研修を受講できないため、研修を通して保育の質を高めていくサイクルを構築することが難しい
- 園外研修が保育に十分に生かされない
- 園内研修は、トラブルへの対応、食育計画、主体的遊びなどについて年間1度の研修機会を作るのがやっとという状況
- 地域の就学前教育施設や小学校と連携を望んでも、実施に至らないこともある
- 園と小学校の連携に地域差
- 保育者としての仕事の魅力の発信不足
- 行政が現場の声を十分に拾い切れていない

第2章 幼児教育推進体制の構築について

(1) 推進体制の構築に関する国の指針

- 現在、就学前教育施設は大きく分けて、幼稚園、保育所、認定こども園の三つに分類される。これらを所管する国の機関はそれぞれ分かれており、各施設の教育の在り方を示す教育要領等も分かれている。
- 第1章で触れたように、平成29年の教育要領等改訂では、幼児教育に関わる内容面において一層の整合性が図られ、公私立の別や施設種を越えて幼児教育を推進する体制の構築の必要性が明らかになった。
- 平成30年6月に閣議決定された文部科学省が策定した「第3期教育振興基本計画」においては、幼児期における教育の質の向上や、就学前から高等教育までの各段階の連携の推進について示されている。

【第3期教育振興基本計画（平成30.6 閣議決定）】

- 幼児期における教育の質の向上
 - ・ 子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進するとともに、幼児教育の内容の改善・充実や質の評価手法確立に向けた調査研究を進める。また、地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等、公私の別や施設種を越えて幼児教育を推進する体制を構築し、幼児教育施設の教職員等への研修についても充実を図る。
- 就学前から高等教育までの各段階の連携の推進
 - ・ 各地域において、その実態を踏まえつつ、就学前から高等教育までの各段階間の移行を円滑にするような学校間連携や一貫教育が推進されるようにするため、小中一貫教育を実施する際に参考となるカリキュラム編成や指導体制の在り方等に関する情報発信に取り組む。これらとあわせて、隣接学校種の教員免許状の併有促進を働きかける。また、幼児期の教育と小学校教育の接続を図るため、幼児と児童の交流や幼稚園等と小学校の教師等の合同研修など、幼稚園等と小学校が連携した取組の一層の推進を図る。さらに、高大接続改革の着実な推進を図る。
- また、内閣府においては、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の中で、教育・保育に関する施策を総合的に実施するための拠点の整備の必要性を明記している。

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針（令和2年4月1日施行）】

第二

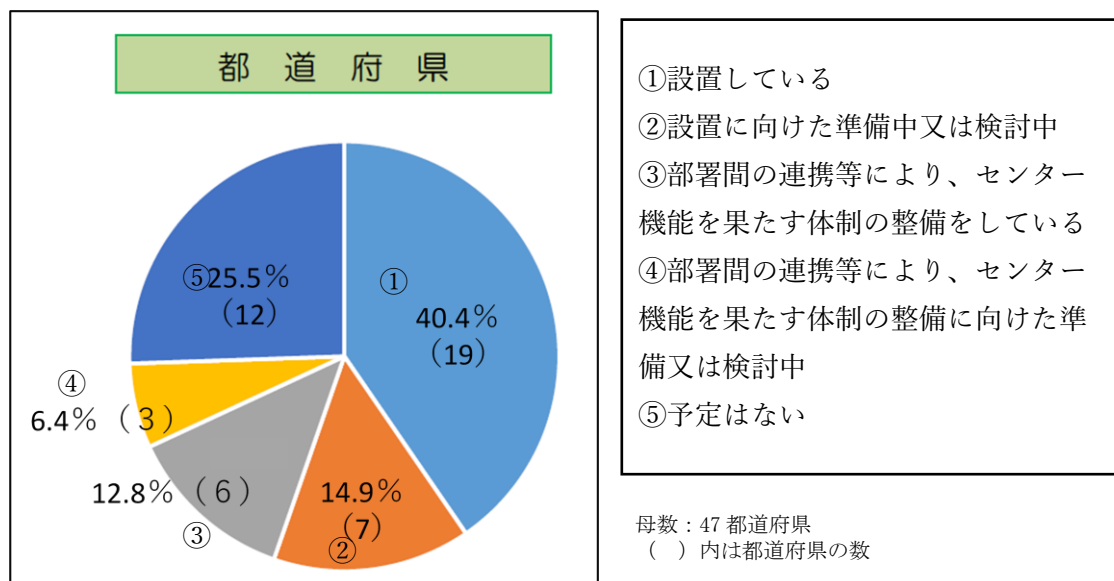
一 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方

…（前略）…また、子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであり、市町村、都道府県及び国は、それぞれの役割に応じて、教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上を図ることが必要である。具体的には、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続のための取組の推進、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、幼児教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う者の配置、教育・保育に関する施策を総合的に実施するための拠点の整備…（中略）…等の実施を通じて、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を図り、市町村及び都道府県は、これらの事項について、子ども・子育て支援事業計画に具体的に記載する…（後略）…。

- これらの施策を総合的に推進する体制整備を目的として、令和元年度から文部科学省の事業として「幼児教育推進体制の充実・活用強化事業」が展開されており、令和4年度からは、「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」となり、幼児教育の一層の推進が期待されている。
- これは、幼児教育アドバイザーの育成と配置、幼児教育の実践の質向上のためのガイドラインの作成・活用、都道府県・市町村の連携を含めた仕組み作り等、幼児教育の質の向上を図る取組を支援する内容となっており、事業受託には、①幼児教育センターの設置、②担当部局一元化、③小学校指導担当課との連携体制確保の要件を満たすことが必要である。この事業の受託要件から推し量れるのは、幼児教育推進体制構築のための重要な視点でもあるということである。
- 各都道府県では、この事業の活用又は独自の取組により、一体的な幼児教育推進体制の構築を行っており、幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーの配置により、就学前教育の充実を図っている。
- 幼児教育センターとは、都道府県等が広域に、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供や相談業務、市町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点である。
- 幼児教育アドバイザーは、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のことであり、各地域のニーズに対応し、幼児教育施設等における一定の職務経験

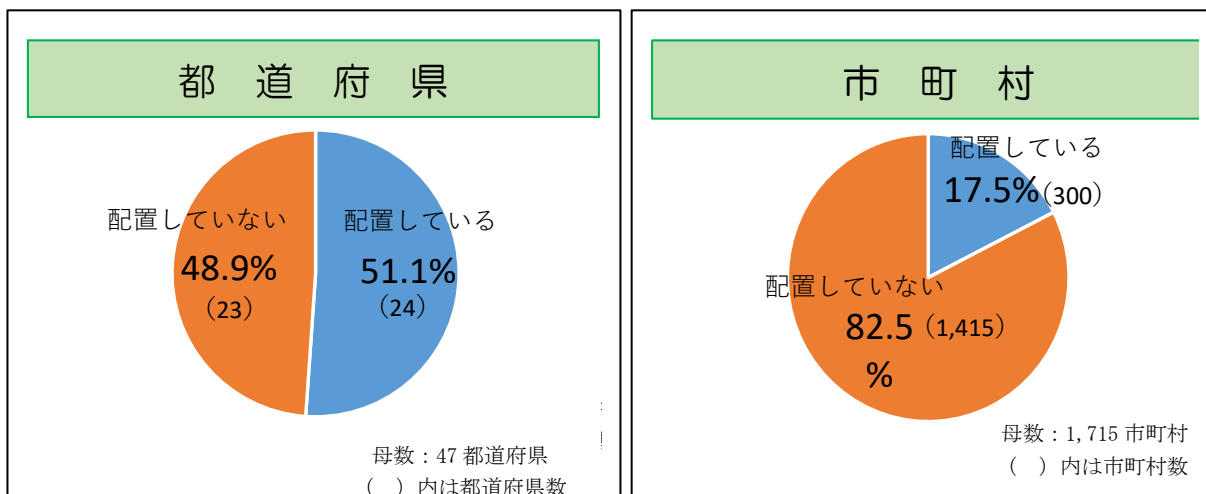
や研修履歴等を踏まえて選考されるほか、幼児教育施設における公衆衛生や危機管理、児童心理、特別支援教育等について専門性を有する者を配置している自治体もある。

都道府県における幼児教育センター等の整備状況



出典：令和元年度（文部科学省）幼児教育実態調査

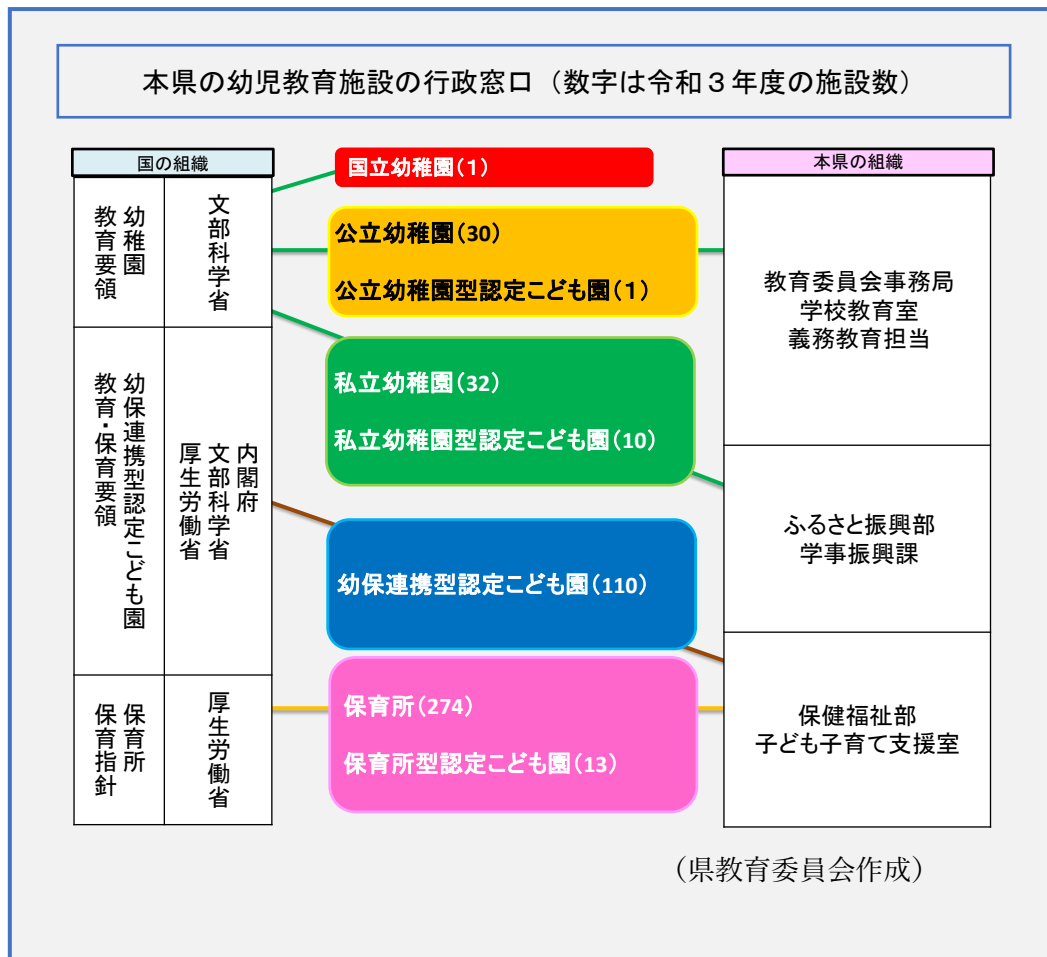
幼児教育アドバイザーの配置状況



出典：令和元年度（文部科学省）幼児教育実態調査

(2) 推進体制の構築に関する県の計画等

- 本県では、幼稚園、保育所、認定こども園といった施設類型により行政窓口が異なっており、三つの部局で就学前教育を支えている。



- 平成17年度には県教育委員会が「いわて幼児教育振興プログラム」を作成し、幼児教育の充実・発展に向け取り組んできた。
- 平成31年には、「いわて県民計画(2019～2028)」「第1期アクションプラン(2019～2022)」を策定し、これに基づき、「岩手県教育振興計画」(平成31年作成)の中では、幼児教育推進体制の強化及び幼児教育と小学校教育の円滑な接続の重要性について明記している。また、「いわて子どもプラン(2020～2024)」(令和2年作成)では、子どもの健やかな成長支援や多様な保育サービスの充実において、幼児教育の充実を図ることとしている。

- 岩手県教育振興計画及びいわて子どもプランに示す具体的取組では、幼児教育センターの設置、幼児教育アドバイザーの養成などにより、幼児教育推進体制の強化を図ることとしている。

【岩手県教育振興計画（平成 31 年策定）】

第 3 章 具体的な施策の内容

1 学校教育

② 確かな学力の育成

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- ・ 幼児期における教育の充実を図るため、関係機関等との連携により県に幼児教育センター（仮称）を設置するとともに、幼児教育アドバイザーを養成するなど幼児教育推進体制を強化します。
- ・ 幼稚園等から高校教育までの円滑な接続を推進するため、小学校におけるスタートカリキュラムの充実、小学校における学びの状況を中学校と共有するなど小中連携の取組の推進、小中・中高が合同した教員研修の充実や、学習状況調査や高校入試の改善などに取り組みます。

【いわて子どもプラン（2020～2024）】

第 3 章 目指す姿及び推進する施策

4 推進する施策を構成する具体の取組

(1) 子どもの健やかな成長を支援する

ク 児童生徒の豊かな学力を育みます【知育】

(2) 子育て家庭を支援する

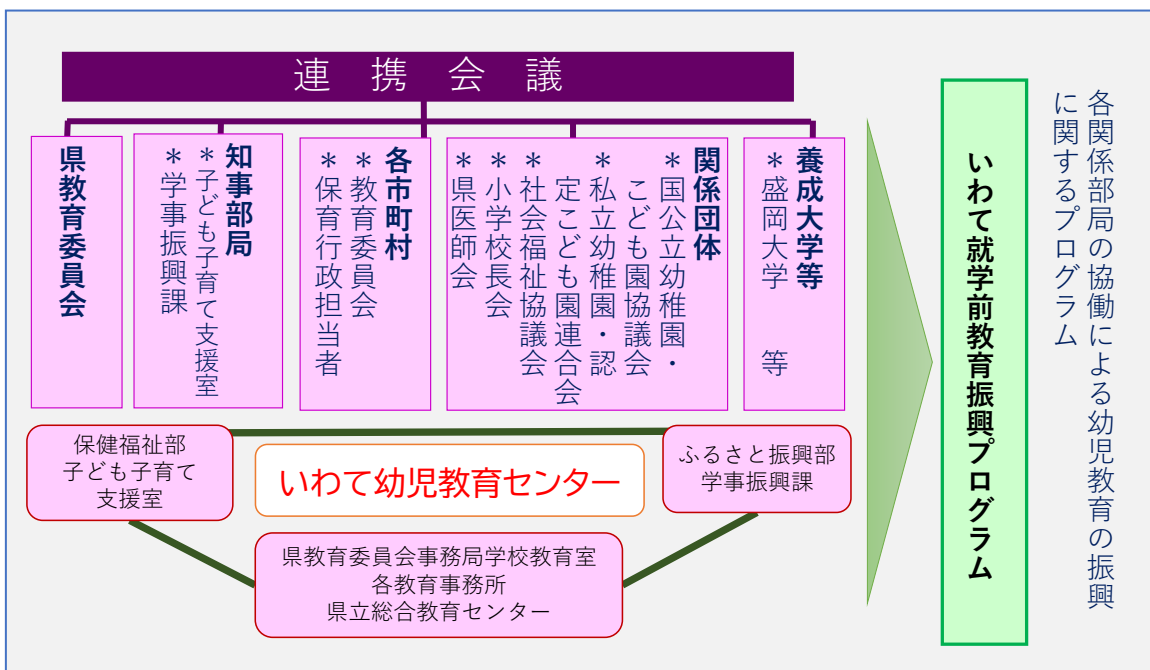
カ 多様な保育サービスの充実を図ります

主要な施策の概要（ク、カに同文記載）

新たに県に幼児教育センター（仮称）を設置し、幼児教育アドバイザーの養成や幼児教育保育事業に従事する職員の段階に応じた研修の実施等を通じた資質向上を図り、乳幼児期において、生涯にわたる生きる力の基礎が培われるよう、教育・保育内容の充実に取り組みます。

(3) 連携会議及び幼児教育センターの設置

- 本県において、幼児教育は、実に多くの関係機関、関係団体等に支えられており、幼児教育関係者は幼児教育の質の向上という共通の目的をもっている。今後、幼児教育の一体的推進のためには、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等の施設類型にかかわらず、関係者がそれぞれのもつ知見と専門性を生かし、多面的・多角的な視点から意見を出し合い、より強固なネットワークを構築する必要がある。そのために、幼児教育関係者による岩手県幼児教育推進連携会議（以下「連携会議」）を設置し、推進体制の構築の実現を図っていくこととする。
- 「岩手県幼児教育推進連携会議設置要綱」では、本県の就学前教育推進体制の充実を目指し、連携会議により、幼児教育センターの設置及び運営に関することをはじめ、研修、調査・研究、連携等について協議することを規定している。



岩手県幼児教育推進連携会議における協議事項

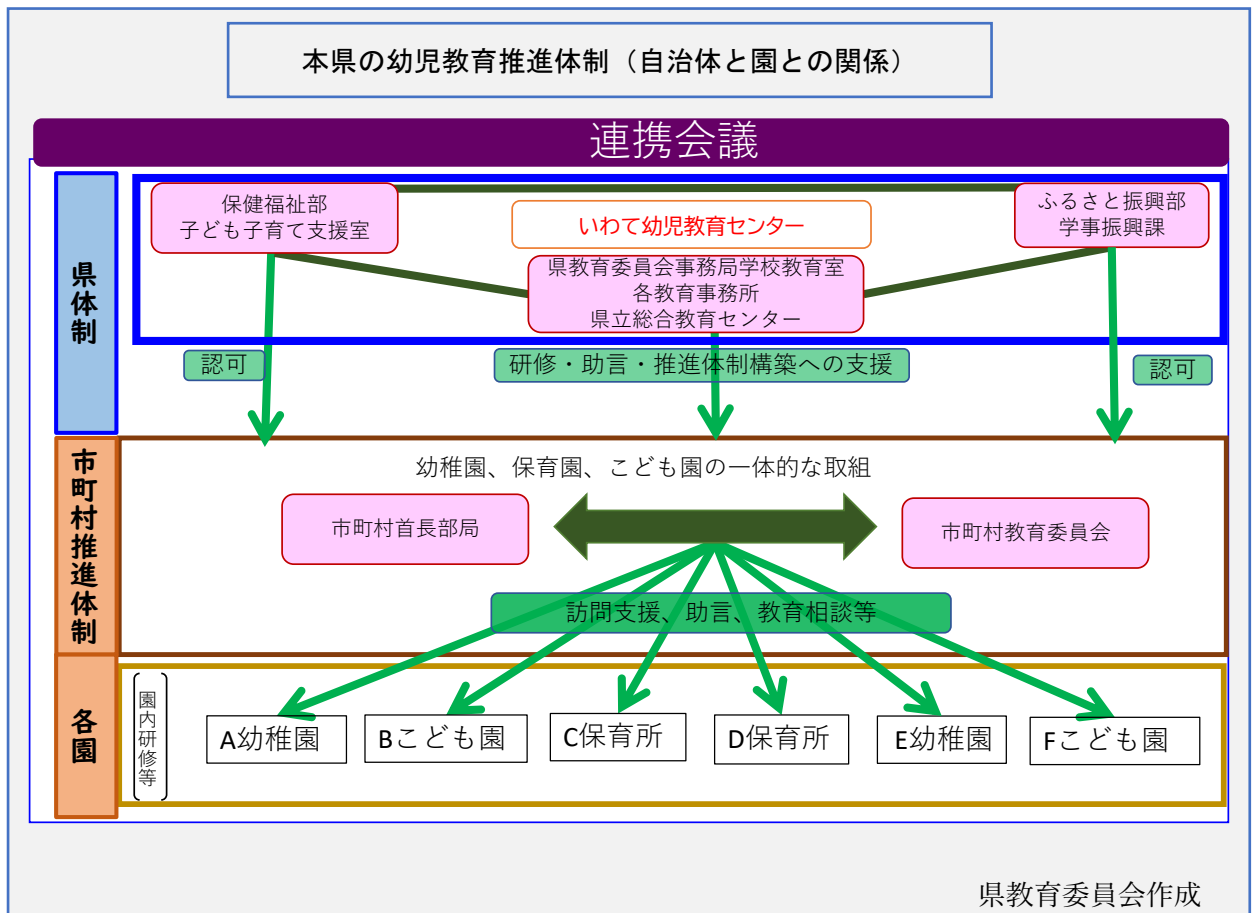
第2条 連携会議において協議する事項は次のとおりとする。

- (1) 本県の幼児教育センターの設置及び運営に関すること。
- (2) 本県の就学前教育振興プログラムの策定及び変更に関すること。
- (3) 幼児教育施設の教諭及び保育士等の研修に関すること。
- (4) 本県の就学前教育に係る調査・研究に関すること。
- (5) 市町村及び関係団体との連携に関すること。
- (6) その他、就学前教育全般に関わること。

県教育委員会作成

(4) 県と市町村の連携協働体制の構築

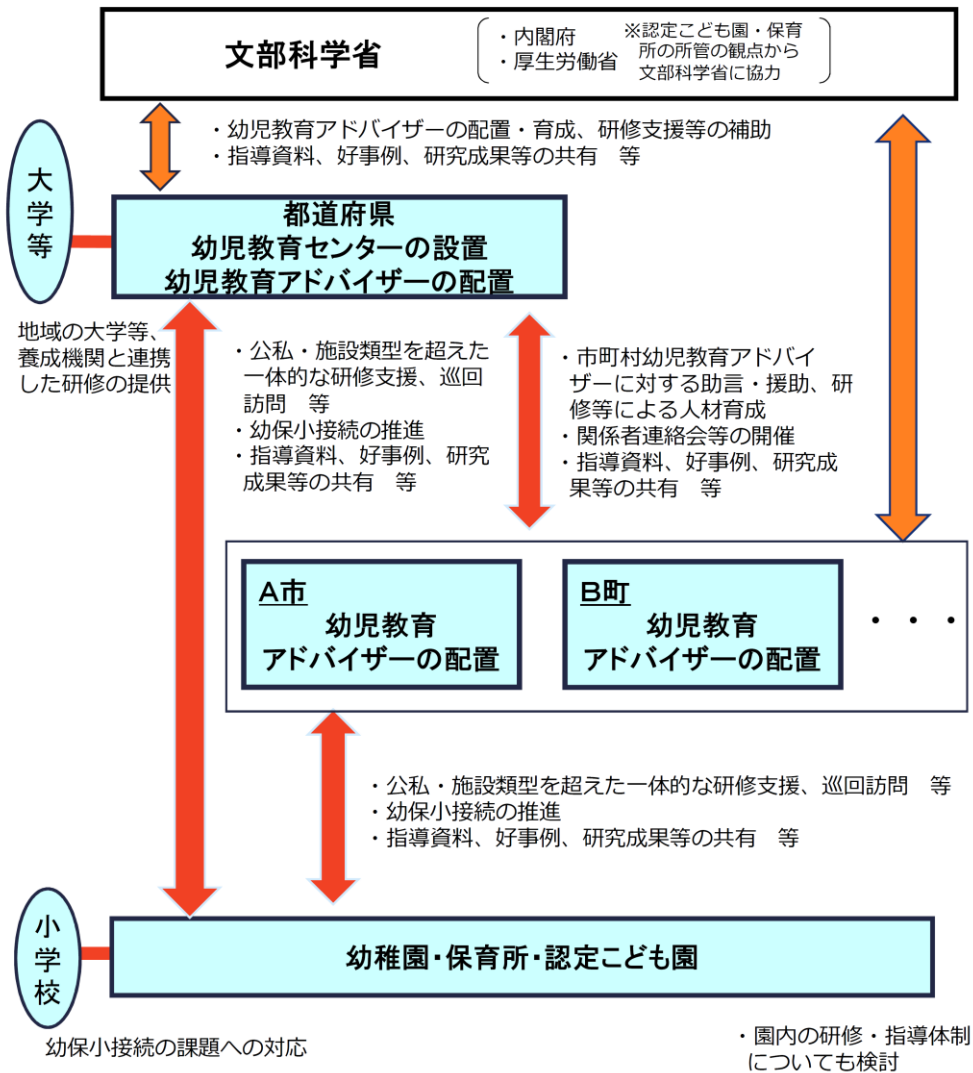
- 保育者の専門性の向上と幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るためには、県、市町村、各園における推進体制を整備し、連携会議の下、県、市町村及び各園のネットワーク構築と支援体制の充実を図る必要がある。



参考資料

文部科学省「幼児教育推進体制の強化（R3.1）」より

幼児教育推進体制のイメージ図



**都道府県・市町村が連携して地域ごとに
幼児教育推進体制を構築！**

第3章 各機関に求められる役割について

- 本県における就学前教育の質の向上には、就学前教育に関係する部署、各団体、全ての就学前教育施設において、それぞれの専門性を生かしながら各々が主体的に取り組むとともに、関係機関が連携・協働していくことが求められる。以下は、各機関の主体性の下、連携・協働していく上で期待される役割である。

(1) いわて幼児教育センター

- 連携会議の下、各関係機関との連携・協働により、県全体の就学前教育の振興に係る推進体制の構築を図る。
- 県内の就学前の教育・保育に関する研修機会及び研修内容についての実態把握をもとに、幼稚園、保育所、認定こども園の保育者を対象とした研修を体系化し、教育委員会事務局学校教育室義務教育担当が所掌している研修の実施・機能強化を図るとともに、その他の研修実施主体との連携・調整を行い、必要に応じ、情報提供や助言などの支援を行うことにより、研修の更なる充実を図る。
- 園内における研修の促進や人材育成の充実のため、市町村幼児教育アドバイザーに対する研修や訪問支援を行うとともに、活用自治体の事例等を県内に普及しその配置・活用の促進に努める。
- 就学前教育の推進モデル等の就学前教育に係る調査研究を実施し、その効果を各市町村及び県内の就学前教育施設等へ普及し、各市町村における幼児教育推進体制構築を促進する。

(2) 県就学前教育施設所管部局

- 県就学前教育施設所管部局とは、県教育委員会、保健福祉部及びふるさと振興部を指す。(令和4年2月時点)ただし、県教育委員会においては、いわて幼児教育センターが担う役割を除いたものとする。

<県教育委員会事務局>

- 県教育委員会事務局学校教育室義務教育担当が実施している幼児教育に係る研修等をいわて幼児教育センターの所掌とするとともに、小学校教諭等を対象とした研

修との連携の継続・充実の観点から、いわて幼児教育センターと研修等の企画・実施に関して、連携・協働を図る。

- これまで総合教育センター及び各教育事務所が実施してきた教育委員会主催の各種研修については、いわて幼児教育センターの所掌となった後、引き続き連携・協働し実施する。

<県保健福祉部及びふるさと振興部>

- 就学前教育施設所管部局が実施するその他の研修等については、施設類型を越えた連携の継続・充実の観点から、いわて幼児教育センターと研修の企画・実施に係る協働体制の構築を図る。
 - 各部局において、就学前教育に関する情報を発信する際には、いわて幼児教育センターと情報共有を図る。
- ※ 各種認可、指導監査、施設整備に対する支援等に係る業務については、教育委員会事務局及び知事部局において引き続き実施する。

(3) 市町村教育委員会及び市町村首長部局

- それぞれ就学前教育施設の所管部署が異なる場合には、保育者の専門性の向上及び就学前教育と小学校教育との円滑な接続を一体的に図るための連携・協働体制を構築することを推進する。
- 専門性の向上に向けて、幼児教育アドバイザーを配置し、施設類型を問わず、園内研修の充実や先導的事例の普及を図ることを推進する。なお、小規模の自治体においては、近隣市町村と連携して配置することも想定される。
- 各施設間において幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、保育者と教員、幼児と児童、保護者の交流等を促進するよう働きかけを行うことが期待される。

(4) 小学校

- 小学校児童と同地区の就学前教育施設の幼児との交流や、教職員の園内研修や校内研修への相互参加等が期待される。

- スタートカリキュラムは、幼児期との円滑な接続を図るために、児童や地域の実態に応じて、実施期間を設定の上、域内の就学前教育施設の保育者との連携により作成することが期待される。
- 幼児期の教育において育まれた資質・能力について、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用した具体的な姿を踏まえて教育内容を検討するなど、就学前教育施設と小学校の教育課程をつないでいくことが期待される。

(5) 国公立幼稚園・こども園協議会、私立幼稚園・認定こども園連合会、社会福祉協議会等の関係団体

- 国公立幼稚園・こども園協議会、私立幼稚園・認定こども園連合会、社会福祉協議会等の関係団体が実施する研修内容については、いわて幼児教育センターが研修の体系化を図る観点から同センターに情報提供を行うことが期待される。
- 各種団体で実施する研修のうち、研修の趣旨を損なわない可能な範囲で他の施設類型等に研修参加対象者を広げていわて幼児教育センターを通じて案内し、各施設が蓄積する知見を学び合える研修環境の整備を図ることが期待される。
- 各種団体間のネットワークにより、必要な情報共有を図るとともに、先導的事例については、いわて幼児教育センターを通じて、他の種類の施設とも情報を共有し、就学前教育の充実を図ることが期待される。

(6) 幼稚園・保育所・認定こども園等

- 各職員のキャリアライフステージに応じた専門性を高めるため、組織として、園外の研修の活用も含めた園内外の計画的な研修機会の充実を図ることが期待される。
- 園内外の研修機会の充実に加えて、幼児教育アドバイザーの活用を図りながら、専門性向上に取り組むことが期待される。
- 小学校教諭と保育者の協働によるスタートカリキュラム等の作成や校内研修・園内研修への参加などを通して、小学校教育及び近隣の園との連携・接続に積極的に取り組むことが期待される。

第4章 いわて幼児教育センターの具体的な機能について

- いわて幼児教育センターの具体的な機能については、第3章の求められる役割を踏まえ、社会状況の変化及び乳幼児の実態等を捉えながら見直していくことが必要であり、以下の三つの機能を中心として弾力的に進めていくこととする。

(1) 研修

① 現状と課題

- 現在、幼児教育の質の向上への取組である園外研修は、公立又は私立の幼稚園・保育所・認定こども園に対して、各研修実施機関等において実施している。一方で、各研修実施機関がそれぞれ、全キャリアステージに応じた研修を実施することは難しさがああり、所管を越えた研修が周知されにくく研修者が選択して参加することにも難しい現状がある。
- 対象者や研修内容、対象となるキャリアステージ毎に多様化しており、研修の効果的・効率的な実施の観点から、研修の整理・体系化等を行う必要がある。各研修実施機関等の目的に配慮しつつ、研修対象を広げるなど、県全体で保育者を育成する視点をもつことが大切であり、研修者が積極的に参加したい研修を選択できるよう情報共有を図る必要がある。

② 具体的取組

- 県教育委員会及び総合教育センターから移管される就学前教育に関する研修を保育者等を対象とした研修機会の拡充及び就学前教育及び保育の一体的な研修内容の充実の観点から実施する。
- 県教育委員会・保健福祉部等や各種団体が実施している研修について、対象者や研修内容、対象となるキャリアステージ等を把握・整理し、各種研修の体系化（育成指標の作成を含む）を図る。
- 県教育委員会・保健福祉部等や各種団体が実施する研修内容の充実と対象の拡充等の観点から、連絡・調整を行うとともに、研修に関する一元的な窓口体制を整える。

(2) 訪問支援

① 現状と課題

- 幼児教育の質の向上を担う園内研修の実施にばらつきがみられることや、研修会場が遠く、園外研修の参加が難しい等の理由から、園内研修の充実が必須である。
- 園内研修の充実を図る一つの手段として、幼児教育アドバイザーの活用が挙げられるが、県内に幼児教育アドバイザーを配置している市町村は、5市町村（令和3年9月現在）であり、今後の普及が期待されている。
- 幼児教育アドバイザーの配置には、各市町村における必要性の理解と協力が必要であり、配置の形態等については、各市町村の状況に応じて、就学前教育施設の声を拾い、人材、財政、業務内容等について関係する部局間協議を行うなどの対応が考えられる。

県内における市町村幼児教育アドバイザーの配置について

配置している市町村数		配置していない市町村数
1人	4人以上	
4	1	28

	業務例	具体的な内容例
研修の実施、対応	○研修の実施 ○研修講師	・研修会の講師や助言 ・小学校教員、こども園・保育所職員の合同研修会でのファシリテーター
園内研修への対応	○研修講師 ○園内研修の在り方への相談対応や助言	・各園の希望に応じた内容（例：これからの幼児教育、子どもの発達、地域との交流、遊びの環境づくり、幼保小の連携、特別支援教育、園経営、子育て支援等）に関する講義・質疑への対応 ・園内研修の在り方に関する指導 ・保護者対象講演会の実施
その他（各市町村が決めた業務）	○各園の訪問 ○他機関との連携 ○就学支援 ○小学校訪問 ○子育て支援	・幼児の様子把握、各園の要望等の把握 ・自立支援協議会への参加等 ・検査業務の補助、教育相談の対応 ・幼児教育の理解促進 ・子ども体験教室等の開催 ・保・小連携プログラムの推進・評価

令和3年度（文部科学省）幼児教育実態調査を基に、本県の状況について作成

② 具体的取組

- 幼児教育アドバイザーを先導的に配置している市町村の活用事例や成果等についてアウトリーチによる情報収集を行うとともに、これらを施設類型を問わず情報提供すること等により、市町村における幼児教育アドバイザー等の配置を促進する。
- 市町村の幼児教育アドバイザーを対象とした研修や情報交換会を実施するとともに、新たに幼児教育アドバイザーを配置する市町村には、いわて幼児教育センターが訪問型サポートをすることで円滑な導入を促す。
- 実証研究により、専門性向上に課題を抱える市町村に対して幼児教育推進体制構築の支援を行うとともに、課題解決プロセスを全県で情報共有する。

(3) 調査研究・情報共有

① 現状と課題

- 複数の就学前教育施設から一つの小学校に子どもたちが入学する地域では、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校が互いに交流をしたり、カリキュラムの接続を考えたりにする際に、所管の違いや校種を越えて交流等の機会を持つことに困難さを感じているところが多くみられる。一方で、市町村によっては、1園1校の設置であるため、連携や接続が円滑に行われているところもある。
- 就学前教育施設による幼児期において育みたい資質・能力の捉え方や幼児の学びの違いがあることで円滑な幼小接続が困難になることから、どの園においても教育要領等の趣旨を捉えた適切な就学前教育が実施されることが求められている。
- 変化が大きい社会の中で、各園での実践や知見に学び合うことは、自園の課題を解決する際の参考となる。特に近隣の就学前教育施設同士の情報を交流し合うことは、地域の状況に応じた対応の一貫性という観点においても有効である。
- 令和2年度に県立総合教育センターにおいて実施された「総合教育センターの研修・支援・研究業務の推進に関する調査」によると、近隣園と教育課程を共有している国公私立の幼稚園、認定こども園は18.9%であるという結果であった。
- また、各園が行っている先導的な取組事例と併せて就学前教育に関する情報を全県に発信するとともに、充実を図る必要があり、本県の就学前教育の体制整備や就学前教育の内容等に係る研究への取り組みとその成果や好事例を発信するための仕組みづくりが求められている。

② 具体的取組

- 市町村の幼児教育推進体制や幼児教育アドバイザーの活用事例などに関する先導的な取組事例や各園の先導的事例等について訪問調査し、具体的事例等を冊子や岩手県 HP で発信する。
- 就学前教育及び幼小接続に関する全国の取組事例についても情報収集し、「就学前教育だより（仮称）」により定期的に情報発信する。
- 就学前教育における実践を蓄積及び分析し、研修等によりフィードバックし、各園での実践につなげるというサイクルの構築を図る。
- 就学前教育について全県の就学前教育施設を対象とした調査を実施し、課題把握及び分析し、事業改善、研修内容の見直しを行う。なお、EBPM（エビデンスを基に客観的に分析すること）の観点から、パネル調査による就学前教育の客観的効果についての調査研究の可能性について検討を進める。

おわりに

- 幼児期から高校までの資質・能力の育成を考えると、就学前教育施設における幼児教育の質の向上が特に大切であり、本プログラムでは、県内のどの就学前教育施設においても、幼児期に育みたい資質・能力が等しく育まれるよう、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の専門性を高めるとともに、小学校との接続を推進することを求めた。
- これまで各園で取り組んできた実践や幼児教育に係る知見に、施設種を超えて互いに学び合い、より高め合う風土を醸成するには、就学前教育関係機関、関係団体が連携した推進体制の構築が欠かせない。
- 連携会議の中で、研修の場を必要としているが実際には参加しづらいと感じている保育者が多いということが話題になった。いわて幼児教育センターでは、現場の声を生かして、研修の内容・方法を幅広く工夫し、保育者の学びの場を確保する取り組みが求められる。保育者自らが、主体的に研修に励み、自らの専門性を高め、それが日々の実践につながっていると実感できるよう、研修の充実を図るとともに、訪問支援や情報共有を通して現場にアプローチしていく。
- OECD（国際経済協力開発機構）の「幸福度白書 2020」は幸福(Well-being)を社会で実現する上で、先進諸国の持続的な経済発展を支える一つの柱として幼児期を基礎教育と位置付けており、Starting Strong（人生の始まりは力強く）を提唱している。
- また、発達の側面からみると、乳幼児期は身体の成長と共に、運動機能、言語、社会性などの発達が目覚ましい時期であり、乳幼児を取り巻く全ての環境に関わりながら学び得た一つ一つの力は、次の学びを獲得する力へとつながるため、この時期の教育は生涯の人格形成に大きく影響すると言われており、諸国の研究により乳幼児期の教育の重要性が注目されている。
- このように、社会の変化や子どもの発達の側面をより深く掘り下げ、就学前教育の質の向上を目指すために、連携会議においては、今後とも「いわて就学前教育プログラム」の充実を図っていく必要がある。施設種により抱える課題はそれぞれであるが、今後さらに本県の就学前教育に係る課題や目指す姿・理念を整理し、方向性を示すことにより、全県で共通認識をもって関係機関が就学前教育の質の向上に一体的に取り組むことが求められている。

岩手県幼児教育推進連携会議 構成員

	選 出 区 分	職 名	氏 名
1	市町村教育委員会協議会	盛岡市教育委員会教育長	千 葉 仁 一
2	市町村児童福祉主管課	盛岡市子ども未来部長	藤 澤 忠 範
3	国公立幼稚園・こども園協議会	会長	今 野 充 雅
4	国公立幼稚園・こども園協議会	岩手大学教育学部附属幼稚園園長	柴 垣 登
5	私立幼稚園・認定こども園連合会	会長	坂 本 洋
6	社会福祉協議会・保育協議会	会長	稲 田 泰 文
7	県小学校長会	会長	小山田 秀 次
8	養成大学	盛岡大学文学部児童教育学科長	佐 藤 康 司
9	岩手県医師会	常任理事	金 濱 誠 己
10	県教育委員会事務局	教育次長	◎高 橋 一 佳
11	県教育委員会事務局教育事務所	盛岡教育事務所長	久 保 智 克
12	県立総合教育センター	所長	村 上 弘
13	県保健福祉部子ども子育て支援室	室長	中 里 裕 美
14	県ふるさと振興部学事振興課	総括課長	米 内 靖 士
15	県教育委員会事務局学校教育室	学校教育企画監	中 川 覚 敬

◎は会長、所属は令和4年2月14日現在であること

岩手県幼児教育推進連携会議 WG 部会員

	選 出 区 分	職 名	氏 名
1	市町村教育委員会協議会	盛岡市教育委員会事務局 学校教育課 指導主事	山 下 るり子
2	市町村児童福祉主管課	盛岡市子ども未来部 子育てあんしん課 課長補佐	藤 根 良 和
3	国公立幼稚園・こども園協議会	一関市立赤荻幼稚園主任教諭	鈴 木 謙太郎
4	私立幼稚園・認定こども園連合会	幼保連携型認定こども園 盛岡幼稚園 保育教諭	田 口 千 聖
5	社会福祉協議会・保育協議会	副会長、社会福祉法人のぞみ会 七ツ森保育園 園長	照 井 将 太
6	養成大学	盛岡大学文学部児童教育学科 教授	石 川 悟 司
7	県教育委員会事務局教育事務所	盛岡教育事務所 主任指導主事	伊 藤 彰 子
8	県立総合教育センター	主任研修指導主事 (幼児教育担当)	吉 田 澄 江
9	県保健福祉部	子ども子育て支援室 子育て支援担当 主任主査	吉 田 光
10	県ふるさと振興部	学事振興課私学振興担当 主任	谷 地 琢 磨
11	県教育委員会事務局学校教育室	学校教育企画監	◎中 川 覚 敬
12	県教育委員会事務局学校教育室	主任指導主事 (特別支援教育担当)	五安城 正 敏

◎は部会長、所属は令和4年2月14日現在であること



議案第 26 号

岩手県立美術館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて
次のとおり岩手県立美術館協議会委員の任命をすることについて、議決を求める。
任命（令和4年3月1日付）

職 名 等	氏 名
盛岡市立高松小学校校長	佐 藤 あい子
盛岡市立松園中学校校長	内 村 弘 子
岩手県立不来方高等学校校長	熊 谷 和 浩
特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会事務局長	梶 田 佐知子
一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	山 口 真 樹
岩手芸術祭美術展現代美術部門理事、岩手デザイナー協会会員	加 村 なつえ
株式会社岩手日報社総合メディア局長	藤 原 哲
株式会社菅文常務取締役	菅 しのぶ
盛岡ターミナルビル株式会社ホテルメトロポリタン盛岡 マーケティング部セールスグループマネージャー	合 川 常 美
公益社団法人日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会会長	及 川 貴 也
一関市博物館学芸係長	大 衡 彩 織
花巻市教育委員会教育部文化財課文化財係長	伊 藤 真紀子
盛岡市立本宮児童・老人福祉センター館長 本宮地区活動センター所長	樋 下 照 男
県立学校美術教員	柳 田 陽 一

令和4年2月14日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 博

理由

岩手県立美術館協議会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県立美術館協議会委員（案）

委員任期：令和4年3月1日～令和6年2月29日
 （美術館友の会のみ、令和3年3月1日～令和5年2月28日）

No.	分野	推薦団体	現委員				新委員(案)				備考				
			職名等(就任時)	氏名	年齢	性別	居住地	初任命	任期	職名等		氏名	年齢	性別	居住地
1	学校教育関係者	岩手県小学校長会	盛岡市立巻堀小学校校長	佐藤 あい子	59	女	盛岡市	R1.8.1 (2期)	R4.2.28	盛岡市立高松小学校校長	佐藤 あい子	59	女	盛岡市	3期
2		岩手県中学校長会	盛岡市立松園中学校校長	内村 弘子	59	女	盛岡市	R2.8.1 (1期)	R4.2.28	盛岡市立松園中学校校長	内村 弘子	60	女	盛岡市	2期
3		岩手県高等学校長協会	岩手県立不来方高等学校校長	熊谷 和浩	59	男	矢巾町	R2.8.1 (1期)	R4.2.28	岩手県立不来方高等学校校長	熊谷 和浩	60	男	矢巾町	2期
4	社会教育関係者	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会	事務局長	梶原 由知子	60	女	盛岡市	R3.3.1 (1期)	R4.2.28	事務局長	梶原 由知子	61	女	盛岡市	2期
5		一般社団法人岩手県PTA連合会	副会長	山口 真樹	48	女	盛岡市	R3.8.1 (1期)	R4.2.28	副会長	山口 真樹	48	女	盛岡市	2期
6	学識経験者	一般社団法人岩手県芸術文化協会	岩手県工芸美術協会会長	菊池 靖江	70	女	花巻市	H26.3.1 (4期)	R4.2.28	岩手県工芸美術現代美術部門理事 岩手デザインナー協会委員	加村 なつえ	42	女	盛岡市	新任
7		株式会社岩手日報社	編集局次長	藤原 智	59	男	盛岡市	R1.8.1 (2期)	R4.2.28	総合メディア局長	藤原 智	59	男	盛岡市	3期
8		岩手県立美術館女の会	運営委員	白野 美和	37	女	盛岡市	R3.3.1 (1期)	R5.2.28						今回改選なし
9	学識経験者	一般社団法人岩手県経営者協会	(株)普文常務取締役	菅 しのぶ	63	女	二戸市	H28.3.1 (3期)	R4.2.28	(株)普文常務取締役	菅 しのぶ	63	女	二戸市	4期
10		公益財団法人岩手県観光協会	盛岡グランフロントホテル人事部人材開発課マネージャー	石塚 庸子	59	女	盛岡市	H26.3.1 (4期)	R4.2.28	盛岡ターミナルビル株式会社ホテルフロントマネージャー 盛岡マーケティング部セールス	谷川 常美	46	男	盛岡市	新任
11		公益財団法人日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会	副会長	八重樫 利久	40	男	北上市	R3.3.1 (1期)	R4.2.28	会長	及川 貴也	39	男	遠野市	新任
12	個人		一関市博物館学芸主査	大 衛 彰 織	51	女	一関市	H30.3.1 (2期)	R4.2.28	一関市博物館学芸係長	大 衛 彰 織	51	女	一関市	3期
13			花巻市教育委員会教育部文化財課主査	伊藤 真紀子	49	女	花巻市	H30.3.1 (2期)	R4.2.28	花巻市教育委員会教育部文化財課文化財係長	伊藤 真紀子	50	女	花巻市	3期
14			盛岡市立本宮児童・老人福祉センター館長	本宮地区活動センター所長	樋下 照 男	67	男	盛岡市	R2.3.1 (1期)	R4.2.28	盛岡市立本宮児童・老人福祉センター館長 本宮地区活動センター所長	樋下 照 男	67	男	盛岡市
15		公募	岩手大学教育学部特命教授	長 内 智 秀	63	男	滝沢市	R2.3.1 (1期)	R4.2.28	県立学校美術教員	柳 田 陽 一	52	男	花巻市	新任

【審議会等の設置・運営に関する指針】

(新)R3.8.1現在		(新)R4.3.1現在	
委員数	15人	委員数	15人
委員の男女比率(男性・女性)	33.3%：66.7%	委員の男女比率(男性・女性)	40.0%：60.0%
若手委員(50歳未満)の登用率	26.7%	若手委員(50歳未満)の登用率	33.3%
委員の平均年齢	56.2歳	委員の平均年齢	52.9歳
在任期間8年超	なし	在任期間8年超	なし